

文書番号	特養ー21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	1 / 11

運営規程

みちのく金谷ショートステイ

文書番号	特養ー21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	2 / 11

みちのく金谷ショートステイ運営規程

第1章 事業の目的及び運営の方針

(事業目的)

第1条 社会福祉法人青森社会福祉振興団が開設する、特別養護老人ホーム金谷みちのく荘（以下「本体施設」という。）に併設する、みちのく金谷ショートステイ（以下「施設」という。）が行う指定居宅サービスに該当するユニット型短期入所生活介護の事業並びに指定介護予防サービスに該当するユニット型介護予防短期入所生活介護の事業（両者の事業を総称して「サービス」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態又は要支援状態にある利用者に対し、サービスの円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切なサービスを提供することを目的とする。

(運営方針)

第2条 施設は、利用者一人一人の意思及び人格を尊重し、短期入所生活介護計画及び介護予防短期入所生活介護計画（両者を総称して以下「サービス計画」という。）に基づき、利用前の居宅における生活と利用中の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、施設の全部において少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室（当該居室の利用者が交流し、共同で日常生活を営むための場所をいう。）により一体的に構成される場所（以下「ユニット」という。）において、利用者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援することにより、利用者の心神機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るとともに、利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 この施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 みちのく金谷ショートステイ
- (2) 所在地 青森県むつ市金谷二丁目20番2号

文書番号	特養ー21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	3 / 11

第2章 従業員の職種、員数及び職務の内容

(従業員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 本施設は、介護保険法に基づく「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」に示された所定の人員以上の従業員を配置するものとする。

ただし、法令に基づき兼務することができるものとする。

(1) 施設長（管理者） 1人

従業員及び業務の管理を統括するとともに、法令等において規定されているサービスの実施に関し、施設の従業員に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。

(2) 医師 1人以上

施設長の依頼を受け、利用者の健康状態の把握及び健康保持、療養指導、施設の保健衛生の管理指導に従事する。

(3) 生活相談員 1人以上

利用者及び家族の生活相談、面接、身上調査並びに利用者処遇の企画及び実施に関することに従事する。

(4) 介護職員 14人以上（併設の特養含む）

利用者の日常生活の介護及び援助、自立的な日常生活を営むために必要な支援等の業務に従事する。

(5) 看護職員 1人以上（併設の特養と兼務）

医師の診療補助、医師の指示による利用者の看護及び健康管理、医療機関との連絡調整、施設の保健衛生業務に従事する。

(6) 管理栄養士等 1人以上（併設の特養含む）

献立作成、栄養量計算、調理上の衛生管理等の適正化を期するとともに調理員の指導業務、利用者の栄養管理を行う。

(7) 機能訓練指導員 1人以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業員を置きます。

文書番号	特養ー21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	4 / 11

第3章 利用定員と送迎

(定員)

第5条 施設の定員は次のとおりとする。

- (1) 併設利用型（ユニット型） 1ユニット 11 名
 - (2) 空床利用型（ユニット型） 本体施設の利用者が入院等により当該ベッドに空床が生じた分の数
- 2 災害、虐待その他の場合を除き、施設の定員及び居室の定員を超えて利用することはできない。

(送迎)

第6条 利用者の入居時及び退去時には、利用者の希望・状態により自宅まで送迎を行うものとする。

- 2 通常の送迎を実施する地域は次のとおりとする。
 - (1) 青森県むつ市

第4章 利用者に提供するサービスの内容及び費用の額

(サービスの内容)

第7条 施設で行う指定サービスの内容は次の通りとします。

- (1) 短期入所生活介護計画の作成
- (2) 介護
- (3) 食事
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談及び援助
- (7) その他サービスの提供

(サービスの開始および終了)

第8条 施設は、利用者の心身の状況により、若しくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は利用者の家族の身体的及び精神的な負担の軽減等を図るために、一時的に居宅において自立生活を営むのに支障がある者を対象にサービスを提供する。

- 2 施設は、居宅介護支援事業者等と密接な連携により、サービスの開始前から終了後に至るまで利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるよう必要な援助に努める。
- 3 施設は、利用者に係る支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の

文書番号	特養一21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	5 / 11

心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

(サービス提供困難時の対応)

第9条 施設は、通常のサービスの実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難であると認めた場合は、当該利用申込者に係る支援事業者への連絡、適当な他の指定サービス事業者等を紹介する等の適切な措置を速やかに講じる。

(重要事項の説明及び同意)

第10条 施設は、サービスの提供の開始に際して、あらかじめ利用者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制その他の利用者の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容及び利用期間等について利用者の同意を得る。

(受給資格等の確認)

第11条 施設は、利用申込者の提示する被保険者証によって被保険者資格、要介護認定又は要支援認定の有無、及び要介護認定又は要支援認定の有効期間を確かめる。

(要介護認定等の申請に係る援助)

第12条 施設は、要介護認定又は要支援認定を受けていない利用者に対して申請の有無を確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定又は要支援認定の更新が遅くとも前項の有効期間満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行う。

(サービスの提供の記録)

第13条 施設は、サービスを提供した際には、その提供日及び内容、利用者のサービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

2 施設は、サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

(利用料等)

第14条 サービスを提供した場合の利用料は、介護報酬告示上の額とし、その指定サービスが法定代理受領サービスに該当する指定サービスを提供した際には、利用者から利用料の一部として、当該指定サービスについて、同条第2項に規定する厚生労働大臣が定める

文書番号	特養ー21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	6 / 11

基準により算定した費用の額から当該施設に支払われる居宅介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとします。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 利用料その他の費用の額については重要事項説明書および利用料金表に掲げるものとする。
- 4 保険対象外費用については、法人有料サービス一覧表によるものとする。
- 5 サービスの提供に当たって、利用者またはその家族に対して、サービスの内容・費用について説明し、利用者の同意を得る。
- 6 利用料の額に変更のあるときは、あらかじめ利用者またはその家族に対し変更後の利用料の額及びその根拠について説明を行い、利用者またはその家族の同意を得る。
- 7 施設は、「法定受領サービス」に該当しないサービスに係る入居者の支払いを受けたときには、当該サービス提供に係る証明書を交付する。

(利用者に関する市町村への通知)

第 15 条 施設は、サービスの提供を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 5 章 施設利用にあたって留意事項

(日課の尊重)

第 16 条 利用者は、健康と生活の安定のため施設が定めた日課を尊重し、共同生活の秩序を保ち相互の親睦に努めるものとする。

(外出)

第 17 条 利用者は、外出しようとする時は、所定の手続きにより施設長に届け出るものとする。

(健康保持)

第 18 条 利用者は健康に留意するものとし、施設で行う健康診断等は特別の理由がない限り受診する。

文書番号	特養ー21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	7 / 11

(衛生保持)

第 19 条 利用者は、施設の清潔、整頓、その他環境衛生の保持のために施設に協力するものとする。

(施設内の禁止行為)

第 20 条 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) けんか、口論、泥酔等他人に迷惑をかけること。
- (2) 政治活動、宗教の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
- (3) 喫煙及び指定した場所以外で火気を用いること。
- (4) 施設の秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。
- (5) 故意又は無断で、施設若しくは備品に損害を与え、又はこれらを施設外に持ち出すこと。

(利用者に関する市町村への通知)

第 21 条 施設は、サービスの提供を受けている利用者が次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を当該市町村に通知するものとする。

- (1) 正当な理由なしにサービスの利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第 6 章 非常災害対策

(災害、非常時への対応)

第 22 条

非常災害等に備えて消防計画、風水害、地震等の災害に対処するための計画を作成し、防火管理に関する責任者を定め年 2 回以上定期的に避難、救出、その他の訓練を行う。

第 7 章 緊急時等における対応方法

(緊急時等における対応方法)

第 23 条 利用者の病状の急変やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに医師又は、あらかじめ定められた協力医療機関の協力を得て施設が定めた協力医療機関との連携方法その他の緊急時等における対応方法によって速やかに対応する。

文書番号	特養一21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	8 / 11

第8章 その他施設の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第24条 利用者に対して適切なサービスを提供できるよう、職員の勤務の体制を定める。

2 施設の職員によってサービスを提供する。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 職員の資質向上のため、研修の機会を確保する。

その際、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次の通り設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

採用時研修を採用後12か月以内に実施します。

(業務継続計画の策定等)

第25条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施するものとする。

3 施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(衛生管理)

第26条 設備等の衛生管理に努め、または衛生上必要な措置を講じると共に、医薬品・医療用具の管理を適正に行う。

2 感染症の発生、蔓延を防ぐために必要な措置を講じる。

(1) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催をし、その結果について、職員に周知を徹底する。

(2) 施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年2回以上）に実施すること。

文書番号	特養ー21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	9 / 11

(4) 前3号に掲げるもののほか、「厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順」に沿った対応を行う。

(協力病院等)

第27条 入院治療を必要とする利用者のために協力病院を定める。また、協力歯科医院を定める。

(秘密保持)

第28条 施設の職員は、正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 退職者等が、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨の誓約書を徴する。
- 3 居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ個人情報提供同意書により利用者の同意を得る。
- 4 そのほか、個人情報に関することは個人情報取り扱い規程によって定める。

(苦情処理)

第29条 利用者及びその家族等からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなど必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、または市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者又はその家族等からの苦情に関する調査に協力する。市町村から指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者又はその家族等からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会の調査に協力すると共に、国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行う。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第30条 施設は、事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次の規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備する。
- (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
- (3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的(年2回以上)に行う。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

文書番号	特養ー21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	10 / 11

2 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。

4 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行う。ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

(地域等との連携)

第 31 条 運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等、地域との交流に努める。

(掲示)

第 32 条 施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示する。

(支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 33 条 施設は、支援事業者又はその従業員に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

(身体的拘束等)

第 34 条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を 3 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に（年 2 回以上）実施する。

(虐待防止に関する事項)

第 35 条 施設は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

文書番号	特養ー21	みちのく金谷ショートステイ 運営規定	最新版記号	O(2025.4.1)
主管部署	金谷ショート		ページ数	11 / 11

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
 - (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
 - (3) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

- (記録の整備)
- 第 36 条** 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対するサービス提供の諸記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。
- (会計の区分)
- 第 37 条** 施設ごとに経理を区分するとともに、サービスの事業の会計をその他の事業の会計と区分するものとする。
- (その他)
- 第 38 条** この規定に定める外、運営に関する重要事項は社会福祉法人青森社会福祉振興団と施設長との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

改定

平成 2 6 年	4 月	1 日	一部改定
平成 2 6 年	8 月	1 日	一部改定
平成 2 7 年	4 月	1 日	一部改定
平成 2 7 年 1 2 月	1 日		一部改定
平成 2 9 年	4 月	1 日	一部改定
平成 3 0 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 2 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 3 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 4 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 5 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 5 年	6 月	1 日	一部改訂
令和 6 年	4 月	1 日	一部改訂
令和 7 年	4 月	1 日	一部改訂